

「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」素案について

令和3年1月19日

こども家庭課

1 策定趣旨

「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画※（第3次）」の計画期間が今年度で終了することから、現計画の振り返りや社会情勢の変化などを踏まえ、次期計画を策定する。

※ 次期計画の策定にあたって、計画名を「ひろしまDV防止・被害者支援計画」に変更

2 計画の概要

(1) 位置づけ

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項の規定に基づく県の基本計画
- 「わたらしい生き方応援プラン」（「広島県男女共同参画基本計画(第5次)」）の関係分野を着実に進める施策を具体的に示す計画
- 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」における「子供・子育て」「地域共生社会」に掲げる目指す姿の実現に向けた取組の方向と整合

(2) 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度（5年間）

(3) 対象

DVの被害者と加害者及びかれらを取り巻く社会のすべての構成員

(4) 将来にわたって目指す社会像

県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

(5) 計画（素案）の構成（下線部分は、特に注力する項目）

第1章 総論	
1 策定の趣旨	2 計画の位置づけ
3 計画期間	4 対象
5 広島県のDV対策の現状	6 特に注力していく施策の方向等
7 将来にわたって目指す社会像	8 DV防止法のフローチャート
第2章 施策の柱と取組の方向	
施策の柱Ⅰ DV・児童虐待の総合的な支援	
1 <u>DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保</u>	
施策の柱Ⅱ 配偶者等への暴力の未然防止	
1 若年層からの教育・啓発の充実	
2 DV防止に向けた啓発の推進	
施策の柱Ⅲ DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備	
1 <u>地域での暴力被害の早期発見・相談</u>	
施策の柱Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進	
1 保護体制の強化による安全・安心の確保	
2 <u>関係機関との連携による継続的な支援・見守り</u>	
3 加害者対応に向けた取組の充実	

(6) 目指す姿（5年後）と成果指標等

施策の柱Ⅰ DV・児童虐待の総合的な支援

目指す姿 (5年後)	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターでは、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を統合している特色を生かし、DV対応部門と児童虐待対応部門が連携して対応しています。更に、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントの方法を確立するとともに、組織体制を整え、被害者や子供へ適切な支援を行う仕組みができています。 ○ 全ての市町に配偶者暴力相談支援センターが設置され、子ども家庭総合支援拠点と、同一組織で一体的に運営（又は密接に連携）されており、DVと児童虐待に対して総合的に支援する仕組みができています。 		
項 目	1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保		
取組の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こども家庭センターにおけるDV対応部門と児童虐待対応部門の連携を強化するため、組織体制や支援方法等の見直し、研修の充実等を図り、家族の総合的な支援に取り組みます。 ➢ DV対応における統一的なアセスメントの方法を確立するとともに、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントの方法を確立し、児童虐待が発生した家庭やDV被害者に子供がいる事案に対して活用し、被害者だけでなく子供を含めたより適切な支援を図ります。 ➢ 各市町のDV対応部門（配偶者暴力相談支援センター）と子ども家庭総合支援拠点の一体的運営（又は密接な連携）を促進します。 ➢ 市町において、配偶者暴力相談支援センターが要対協に参画することにより、児童虐待が発生した家庭やDV被害者に子供がいる事案について、地域の児童虐待とDV双方の関係者が情報共有のうえ、役割分担と連携を図り、家族を総合的に支援します。 ➢ DV対応と児童虐待対応を担当するそれぞれの職員が、お互いの役割や、DVと児童虐待の特性や関係性等の理解を深めるための研修の充実を図ります。 		
成果指標	DVと児童虐待が同時に起こっている家庭のうち、要対協においてDV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	現状値	5年後（R7）
		65.1%	100%

施策の柱Ⅱ 配偶者等への暴力の未然防止

目指す姿 (5年後)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供の成長段階に応じたDVの予防教育が行われ、自己の身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやり行動できる若者の育成が図られています。 ○ 世代、地域を問わず広く県民にDVに対する正しい知識の啓発が進み、あらゆる暴力を認めない、許さないという社会的風潮が浸透しつつあります。 		
項 目	1 若年層からの教育・啓発の充実		
取組の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 男女の役割分担に対する固定観念や偏見への教育をはじめ、実践的なデートDVの予防講座を実施できる人材を養成します。 ➢ 教育委員会と連携し、中学校・高等学校等への講師派遣情報を周知することにより、デートDV予防講座の実施校の拡大を図ります。 ➢ 人権尊重の理念を単に知識として教えるだけではなく、豊かな感性を育み、他者への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を発達段階に応じて育成する取組を推進します。 		
成果指標	デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生）	現状値	5年後（R7）
		66.5%	75%以上

項目	2 DV防止に向けた啓発の推進		
取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種の広報媒体の活用により、幅広い世代、地域に対し広報・啓発活動を展開し、DVに関する正しい知識の普及を図ります。 ➤ 各市町の配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、DV相談窓口を明確化して、県民に身近な相談窓口の周知を図ります。 ➤ DV相談をした場合の支援の流れや選択肢などを具体的にイメージできる分かりやすい啓発資材の作成や、対象に応じた情報発信の方法の工夫などにより、被害者等からの相談促進に取り組みます。 ➤ インターネット上での被害を防ぐための広報啓発活動を推進します。 		
成果指標	DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、相談しなかった人の割合	現状値 58.0%	5年後（R7） 30.0%以下 （R5）
	配偶者暴力相談支援センターを設置している市町数	2市町	全市町

施策の柱Ⅲ DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備

目指す姿（5年後）	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども家庭センターでは、DV相談に対応する専門性の高い人材を育成し、市町への助言・指導ができる体制が整い、市町では、配偶者暴力相談支援センターが全市町に設置され、多くの県民が身近なDV相談機関を把握し、相談することへの不安や抵抗が少なくなっています。 ○ 地域共生社会への認識が高まり、地域で住民や関係者がその家庭の小さな異変や課題に気づいた時には、本人に相談を促したり、配偶者暴力相談支援センター等につなぐなど、適切に関与し、行動をとることができる人が増えています。 		
項目	1 地域での暴力被害の早期発見・相談		
取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各市町の配偶者暴力相談支援センター設置を促進し、DV相談窓口を明確化して、県民に身近な相談窓口の周知を図ります。【再掲】 ➤ DV対応と児童虐待対応を担当するそれぞれの職員が、お互いの役割や、DVと児童虐待の特性や関係性等の理解を深めるための研修の充実を図ります。【再掲】 ➤ こども家庭センターのDV対応部門の更なる専門性の強化を図り、こども家庭センター職員による市町のDV対応部門への助言や支援を行います。 ➤ こども家庭センターと市町でアセスメントの方法を共有し、事案の軽重に応じた役割分担を進めます。 ➤ 民生委員・児童委員や地域支え合いコーディネーター等、地域のつながりを維持、推進する関係者を中心に研修等を実施し、DVに関する認識を深め、声掛け等の行動をとることができる人を増やします。 ➤ 医療機関等の関係機関によるDVの早期発見、相談窓口の紹介、配偶者暴力相談支援センター又は警察官への通報等が積極的に行われるよう、DVに関する正しい知識や相談窓口等の必要な情報の提供を図ります。 ➤ こども家庭センターや市町が、エソール広島、性被害ワンストップセンターひろしま及び人権相談に応じている法務局等の関係機関との連携、協力を密にし、被害者が安心して総合的な支援を受けることができる環境を整えます。 ➤ 電話、メール、チャット相談に応じる「DV相談^{プラス}」や全国共通短縮ダイヤル「DV相談ナビ」（#8008^{はれれば}）を周知します。 		
成果指標	DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、どこに相談したらよいか分からなかった人の割合	現状値 8.7%	5年後（R7） 0% （R5）

施策の柱Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進

<p>目指す姿 (5年後)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者や子供の状態（年齢、心身の状況等）に応じた保護ができるよう保護場所が増え、市町や警察等の関係機関、こども家庭センターの円滑な情報共有、連携のもと、安全確保が図られています。 ○ 被害者や子供が保護後、地域に戻り生活する場合には、関係機関で情報共有され、継続的に見守りや必要な支援が行われており、被害者や子供は、心身のダメージが徐々に回復しています。 ○ こども家庭センターや支援機関等が配偶者暴力に係る加害者プログラムへ適切につなぐことにより、プログラムへの参加者が増えつつあります。 		
<p>項目</p>	<p>1 保護体制の強化による安全・安心の確保</p>		
<p>取組の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町、警察等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な一時保護や同行支援を行います。 ➤ 市町による民間シェルター等を活用した一時的な避難場所の確保を推進します。 ➤ 高齢者や障害者など、特別な支援が必要な被害者を適切に保護できる施設（避難場所）を確保し、市町の高齢者や障害者対応部門や関係機関と連携のうえ、適切な保護を図ります。 ➤ 一時保護期間中に被害者や子供の心身の状況等を丁寧に把握し、カウンセリングや心理判定等を実施し、適切なアセスメントのもと、保護解除後の支援に向けた支援計画を作成します。 ➤ 被害者が安心して保護命令制度を利用できるよう、市町等の相談窓口へ周知を図るとともに、保護命令が発令された場合、被害者や子供の安全確保ができるよう、警察等と連携して適切な対応を行います。 		
<p>成果指標</p>	<p>DV被害者が躊躇なく安心して一時的に避難できる場所を確保している市町数</p>	<p>現状値</p>	<p>5年後（R7）</p>
		<p>4市町</p>	<p>全市町</p>
<p>項目</p>	<p>2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り</p>		
<p>取組の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護を解除する場合、こども家庭センターにおいて、被害者や子供の支援計画を作成し、市町の配偶者暴力相談支援センターと共有のうえ、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間支援団体等の協力を得ながら、自立に向けて継続的に支援する仕組みを整えます。 ➤ 学校においては、被害者の子供に対する心のケアの実施について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなどの支援を行います。 ➤ こども家庭センターや児童家庭支援センターなどにおいて、オンラインの継続相談・支援にも応じられるような体制を整えます。 ➤ DV被害者が、広島県あんしん貸付支援事業を活用できるよう情報を提供します。 ➤ 母子家庭等就業・自立支援センターや市町において、ひとり親家庭の経済基盤の安定につながる養育費の確保や就労の支援、各種貸付制度や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等をDV被害者が活用できるよう、助言や支援に取り組みます。 ➤ ハローワーク、ひろしましごと館[※]等の就職支援、職業訓練を行う関係機関と連携し、就職に関する相談や職業訓練制度などの情報を提供します。 		
<p>成果指標</p>	<p>一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合</p>	<p>現状値</p>	<p>5年後（R7）</p>
		<p>0%</p>	<p>100%</p>

項目	3 加害者対応に向けた取組の充実		
取組の方向	> 国の調査研究に基づく検証・検討結果を踏まえ、被害者の意向を尊重しながら、こども家庭センターや警察等の関係機関が加害者を加害者プログラムへ適切につなぐことができる仕組みを整えます。 > 加害者プログラムの認知度を高めるとともに、加害者プログラムを実施できる人材を育成したり、児童虐待の保護者支援と同時に加害者プログラムを実施するなど、県内で加害者プログラムが受講できる機会の充実を図ります。		
成果指標	DVと児童虐待が同時に起こっている家庭の加害親のうち、プログラムを受講した人の割合（こども家庭センター把握分）	現状値	5年後（R7）
		令和3年度中に把握	現状値を把握後に設定

4 今後のスケジュール

令和3年1月～2月	パブリックコメント
3月	計画策定